○美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要領

平成25年10月25日 告示第180号

(趣旨)

第1条 この要領は、美浦村広告掲載要綱(平成23年美浦村告示第129号。以下「要綱」という。)及び美浦村広告掲載詳細基準要項(平成23年美浦村告示第130号。以下「基準要項」という。)に定めるもののほか、村が発行する村民税・県民税、固定資産税、軽自動車税(以下「村税等」という。)に係る納税通知書等送付用封筒(以下「封筒」という。)への広告(以下「広告」という。)の掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

- 第2条 掲載する広告の規格及び条件は、原則として次のとおりとする。ただし、 村長は、状況に応じこれらを変更することができるものとする。
 - (1) 広告枠の数は2枠とし、枠型は縦60ミリメートル、横90ミリメートル の長方形とする。
 - (2) 広告枠の設定位置は、封筒の裏面とし、左右に配置する。
 - (3) 表示色は、封筒の印刷に使用する色(単色)と同色とする。 (広告掲載封筒の使用期間)
- 第3条 広告を掲載した封筒の使用期間は、対象となる村税等に係る納税通知書等 を送付する期間とする。ただし、使用する年度は、当該年度に限るものとする。
- 2 送付する村税等に係る納税通知書等の数量が、当初に予定された数量に達した ときは、その数量を超えるものについては、当該封筒は使用しないものとする。 (広告掲載料)
- 第4条 広告掲載料は、村長が別に定める予定価格を最低価格として、広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)が広告の掲載の申し込み時に提示した掲載申込額(以下「申込額」という。)のうち、広告の掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)が提示した申込額とする。
- 2 広告主は、村長が別に指定する日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第5条 申込者は、広告の原稿を村長が別に指定する記録媒体により、別に指定する日までに村長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する広告の原稿の作成及び提出に要する一切の諸費用は、申込者の

負担とする。

(広告掲載の募集及び決定)

- 第6条 広告の掲載の募集方法は、公募によるものとし、封筒の印刷時期に合わせて村ホームページ及び広報紙等の方法により行うものとする。
- 2 申込者は、美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書(様式第1号)に必要な事項を記入し、村長に提出しなければならない。
- 3 村長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、広告の掲載の可否を 決定し、美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載可否決定通知書(様式第2号) により申込者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による広告の掲載の可否の決定は、要綱及び基準要項に定めるもののほか、次に掲げる基準により行う。
 - (1) 原則として、申込額の高いものから順に第1順位者及び第2順位者を広告主とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、第1順位者が2者となった場合は、その2者を 広告主とする。
 - (3) 第1号の規定にかかわらず、第1順位者が3者以上となった場合は、その中からくじ引きにより決定した2者を広告主とする。
 - (4) 第1号の規定にかかわらず、第1順位者が1者、第2順位者が2者以上となった場合は、第1順位者及び第2順位者の中からくじ引きにより決定した 1者を広告主とする。
 - (5) 第1順位者は、2枠ある広告枠のうち、広告を掲載する1枠を選択できるものとする。
 - (6) 前号の規定にかかわらず、第1順位者が2者以上となった場合は、広告主 となった2者からくじ引きにより決定した1者が、2枠ある広告枠のうち、 広告を掲載する1枠を選択できるものとする。
- 5 広告主は、承諾書(様式第3号)に必要な事項を記入し、速やかに村長に提出 しなければならない。

(広告掲載内容の変更及び取止め)

- 第7条 広告主が、広告の掲載の内容を変更し、又は取り止めようとする場合は、 美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載内容(変更・取止め)届出書(様式第4 号)に必要事項を記入し、速やかに村長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により、広告の掲載を取り止める場合には、既納の広告掲載料は返 環しないものとする。
- 3 広告主は、自己の都合により、封筒から広告の掲載を取り止めようとする場合 は、それに要する費用を負担しなければならない。

(広告掲載の取消し)

- 第8条 村長は、要綱第3条及び基準要項に定めるもののほか、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により、広告の掲載の決定を受けたとき。
 - (2) 村長が指定する日までに広告掲載料を納入しないとき。
 - (3) 村長が指定する日までに広告の原稿を提出しないとき。
 - (4) 広告主が掲載者として不適切な行為をしたとき。
 - (5) 広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させる行為をしたとき。
 - (6) 広告主が広告主の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。
 - (7) その他広告を掲載することが適切でないと認められるとき。
- 2 村長は、前項の規定により広告の掲載の取消しを決定したときは、美浦村納税 通知書等送付用封筒広告掲載取消決定通知書(様式第5号)により、広告主に通 知するものとする。
- 3 第1項の規定により、広告の掲載の決定を取り消したときは、既納の広告掲載 料は返還しないものとする。
- 4 広告主は、第1項の規定により、封筒から広告の掲載を取り消された場合は、 それに要する費用を負担しなければならない。

(広告主の責務)

- 第9条 広告主は、広告の内容その他広告に関するすべての事項について、一切の 責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、別に 定める。

附則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年10月25日から施行する。

美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書

(申込先)美浦村長

 申込者
 所在(住所)

 名称
 代表者名

 担当者名
 電話番号

 FAX

美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要領第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 申込封筒種別 村民税・県民税、固定資産税、軽自動車税

2 申込者の業種

3 掲載申込額 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

4 広告内容 別添広告原稿のとおり

5 希望広告枠 左 ・ 右 ・ どちらでもよい

6 遵守事項 美浦村広告掲載要綱

美浦村広告掲載詳細基準要項

美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要領

募集要項、広告仕様書等に定めるもの

殿

美 浦 村 長

美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました美浦村納税通知書等送付用封 筒の広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1	申込封筒種別	村民税•県	:民税、	固定資産税	总、軽自動車税	
2	決定区分	□掲載する □掲載しな (理由:)
3	広告掲載料			円(消費	骨税及び地方消費税を含む)
4	納入期限	年	月	日まで	5	
5	その他					

承 諾 書

年 月 日

印

(あて先)美浦村長

所在(住所) 名称 代表者名

美浦村納税通知書等送付用封筒への広告掲載決定に当たり、下記の内容について 承諾します。

記

1 契約件名 美浦村納税通知書等送付用封筒への広告掲載

2 税等種別 村民税・県民税、固定資産税、軽自動車税

3 広告掲載場所 封筒の裏面

4 広告掲載料 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

5 広告掲載料

納入期限 年 月 日

6 広告原稿寸法 縦 c m×横 c m

7 広告の色数 1色

8 広告原稿

提出方法 完全データ入稿

9 その他 ・広告の内容については、美浦村の指示に従います。

・美浦村広告掲載要綱、美浦村広告掲載詳細基準要項、美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要領及び別紙 仕様書を了承のうえ、履行します。

(届出先)美浦村長

 届出者
 所在(住所)

 名称
 代表者名

 担当者名
 電話番号

 FAX

美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載内容(変更・取止め)届出書

美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要領第7条第1項の規定に基づき、 下記のとおり広告掲載内容について届け出いたします。

記

- 1 申込封筒種別 村民税・県民税、固定資産税、軽自動車税
- 2 変更・取止め □変更の区分 □取止め (該当する項目の□をチェックしてください。)
- 3 理 由
- 4 添付資料 広告原稿 (変更の場合)

殿

美 浦 村 長

美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載取消決定通知書

年 月 日付けで決定した美浦村納税通知書等送付用封筒の広告掲載について、下記のとおり取消の決定をしましたので通知します。

記

- 1 申込封筒種別 村民税・県民税、固定資産税、軽自動車税
- 2 決定区分 広告掲載決定の取消
- 3 取消理由